

第二十二回 参議院大蔵委員会會議録第二十三号

昭和三十年六月二十七日(月曜日)午前十一時十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 青木 一男君
理事 西川基五郎君
山本 米治君
土田国太郎君
平林 剛君

委員

青柳 秀夫君
木内 四郎君
藤野 繁雄君
宮澤 喜一君
小林 政夫君
前田 久吉君
岡 三郎君
菊川 孝夫君
天田 勝正君
松澤 兼人君
小柳 牧衛君
中川 幸平君

政府委員

大蔵政務次官 藤枝 泉介君
大蔵省主計 正示啓次郎君
大蔵省主計 村上孝太郎君
大蔵省主計 渡邊喜久造君
厚生省業務局長 高田 正巳君
事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員 小田 正義君
常任委員 小田 正義君
会専門員

説明員

大蔵省銀行 狩谷 亨一君
局保険課長 山本靖一郎君
国税庁関税部長 市川可知男君
厚生省業務 局麻薬課長

本日の会議に付した案件

○所得税法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国税徴収法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○あへん特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)

○補助金等の臨時特例等に関する法律案の一部を改正する法律案(第五〇号)(内閣提出、衆議院送付)

○補助金等の臨時特例等に関する法律案の一部を改正する法律案(第九一〇号)(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(青木一男君) これより会議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案(第五十五号)。

法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法等の一部を改正する法律案、

右三案を一括議題として質疑を行います。

なお質疑の便宜上、衆議院の修正案提出者に対する質疑を最初に行いたいと思ひます。……それでは、ないようでございますから、どうぞ御退席願ひます。

それでは政府当局に対する質疑を行います。

○藤野繁雄君 所得税法の改正の事務的の問題ですが、二十六条の第四項で

「命令の定めるところにより、その年中に支払った生命保険料の金額その他同条の規定の適用に必要事項を証する書類を、確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際呈示すべきものとし、この問題であります。

これは実務問題といたしましては、税務署のほうと申告者とは、普通の場合、一カ所に集まつて、そしていろいろと検討もして参つてゐるのでありますから、その際に領収書なり何かを示したならばそれでいいと思ひ

のであります。具体的にはどういふふうなことを要求されておるのでありますか。それをお尋ねしたいと思ひのであります。

○政府委員(渡邊喜久造君) この点につきましても、衆議院でもいろいろ御質問がありまして、お答えしておいたのであります。実は生命保険料の控除、これにつきましては、現在は申告書に金額なり会社の名前なりを書くことだけでやつて参つたのでございますが、どうも少しそれでは調査が不十分

なような感じがするように存じましたので、一定の金額以上の場合におきましては、たとえば税務署長が必要と認めましたら証明書を提出してもらひ、あるいは証書を呈示してもらひ、こういうことを実は考へてゐるわけでございますが、いろいろ簡易保険局、生命保険会社と現在話し合ひを續けております。それで、証明書を提出するという

ことになりました。納税者も、もちろんでございますが、保険局なり保険会社に対して相当の大きな手数にならなす。それから証書の呈示という問題に

なりました。これまた都会で申告書を税務署へお届け下さるような方ならこれは別でございますが、いなかで郵便で普通送達というような場合におきましては、それじゃ、税務署まで保険証書を持って出かけなければならぬのか、こゝういふ問題になるわけでございます。これも納税者にとんでもないお手数をかけるようになるわけでございます。従ひまして、税務署のほうのそ

うした要請と、それから保険会社、簡易保険局の手数、それからもちろん納税者のお手数も考へなければならぬ。どの程度のところがちやうど一つの妥協の線、というところがあると思いますが、納税者としても、この程度まではやれるとか、たとえば税務署長が特に必要と認めたときだけに呈示するな

ら、それはやれる、一般には困るといふような線もありましようし、証明書にしましても、こゝういふ金額以上なら出せるが、一般に出せといつても困る

といつたような問題もありましようし、実はもう少し、簡易保険局、保険会社とも話し合つてみ、それから納税者の便宜などもよく考へましてきめたい。さしたあたりまして三十年分の所得税につきましても、これは無理だと思つております。やりまして三十一年分の所得税、従ひまして、その確定申告の問題になります時期と申しますと、三十一年の暮、年末調整の場合、三十二年の三月の確定申告、多少時間的にまだゆとりがございますので、この分の政令につきましても、とにかく

三十年分はこれをやらん。三十一年分についてどういふふうにしたらいいかという点について多少時間的なゆとりもございまして、それまでによく検討をして、おそろく藤野さんの御趣旨も、納税者にもあまり手数のかかるような、あるいは保険会社、簡易保険局に非常な手数がかかるようじや困るじやないかという御趣旨じやないかと思ひますので、われわれもその点を十分考究いたしまして、同時に関係の人の了解を十分得ました上で、ないしはその人たちの立場も考へて、われわれもあり無理を言わないという立場でこの問題は考へてゆきたい、かように考へております。

○藤野繁雄君 今、局長さんからお話のように、納税者にもあまり無理がいかないよう、また簡易生命保険その他の保険会社にも無理がいかないよう、適当な方法で一つできるように、さらに御検討をお願いしたいと思います。

○政府委員(渡邊喜久造君) 御趣旨の点につきましては十分私のはうもそのつもりでおりますので、御趣旨の線に沿つてこの問題は解決して参りたい、かように考えております。

○小林政夫君 今の藤野さんの質問と関連して、前に説明があつたと思ひますけれども、第十一条の六の生命保険料控除で、「五年に満たない生命保険契約について支払つた保険料で命令で定めるものを除く。」その命令の具体的な説明をもう一べんしてもらいた

○政府委員(渡邊喜久造君) 五年に満たない生命保険の契約、これは最近出てきた保険契約の型でございますが、いわば定期積金に非常に似た型の生命保険でございます。そこで銀行局などとも十分話し合つた結果、これは保険料控除をそのまゝ認めるのはおかしいじゃないかということで、原則としては、これは生命保険料控除の対象の外にしたわけでございまして、ただこの法律が施行される時期が一つの境目になると思ひますが、従来すでにそういうフエーパーがあるということを前提にして保険契約に入つてたという人があるわけでございまして、こういう人たちにきまして、今度とたんに、もうだめだといふのいかであらうか。従ひまして、過去において契約したもののについては、これはその先の長いことでもございせんから、これは従来通りの扱いを当分認めていこう、これが一つでございます。それから、同時に、その今の五年未満の生命保険でもって除くものといふのはどういふのかといふことを一応はつきりさせる必要があるわけでございま

すが、それはこういう型のものがあるのでございまして、保険期間満了の日に生存しておるときに保険金を払う。これがむしろ原則でありまして、死亡した場合には保険金は払わない。ただ事故死、事故による死、不慮の死があつたというふうな、ごく限られた場合にだけに保険金を支払う、こういうふうな非常に異例な型のものがございまして、これは、いま申しましたように、ちよつと普通の生命保険という格好じゃないんじやないか、これを除きたい、こういうふうに考えております。

説明の順序が逆になりまして恐縮でございますが、この五年未満の生命保険で生命保険のフエーパーをこの際与えるのは行き過ぎじやないか、改めたといふことに考えておりますのは、これは五年未満の生命保険ではあります、期間満了のときに生きてゐる場合に払うのがむしろ原則であつて、死亡した場合にはむしろ払わない。払ふばそれは事故による死亡だけに払う、こういう普通の生命保険のやうな型といひますのと違ひなつておるわけでございまして、そういうやうな場合におきましては、これはちよつと生命保険としての従来の考え方の、生命保険の外じやないかと思ひます。ただまあ保険会社が扱つておるものでございまして、一応今までは、解釈上、生命保険という名前になつておりました、やはり一応は認めざるを得なかつたわけでございまして、その点をこの際はつきりさせたい。同時に、これは経過的な問題でございますが、そういう型のものでありまして、過去に契約をいたしました分にきましては、これはそのまま認めていきたい、この二つがこの

点については政府で考えている点でございます。

○委員長(青木一男君) 他に御質疑がなければ、次に移ります。

○委員長(青木一男君) 国税徴収法の一部を改正する法律案を議題として質疑を行います。

○委員(長青木一男君) 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律案を議題として質疑をいたします。

○藤野繁雄君 その第四条の第三項で、郵便物を受け取る際に印紙をもつて支払わなければならないといふことであらば、郵便物をたとへば自分の家に持つてきてもらつた、そうすると、印紙をもつて支払うといふことになれば不便を感じるやうなことはないかと考へておりますが、不便を感じるやうなことはないでしょうか。

○政府委員(渡邊喜久造君) この点、たしかに納税者に対してある程度のお手数をわずらわさなければならぬと思つておりますが、実は御承知のやうに、関税でこれと同じことをやつておるわけでございまして、カストムス・デューティスでございまして、これは消費税の課税物品よりも関税の課税物品の方がはるかに範囲が広いわけでございまして、これは、やはり現在までのところ、関税を徴収しますときに、どうしてもやはり一々税関で云々といふこともむづかしいものでございまして、外国から来た外国郵便物でござい

ますから、ケースはそんなに多くはございせんが、そういう場合におきましては郵便局で通知をして、その通知に……、現在やつております関税のやり方は、郵便局へそういう品物が届きますと、これはまあ大部分東京の中央郵便局などで、税関吏が行つておられます、外国郵便物について一応の検査をしまして、課税物品が入つておりましたと、関税が幾らかかるといふことを査定をいたします。そうして、その査定をいたしたものを付けて、その近所の郵便局へ送つてやり、郵便局の方からその通知書を送りまして、そうして、お宅へ、こういう郵便物がアメリカからアメリカのどこから届いております。ただ、これについては関税が幾らかかりますからといふ通知書を出します。その通知書に印紙を貼つて、そして郵便局へ持つて行つて、その郵便物を受け取る。これが現在関税の徴収についてやつてゐるところでござい

ます。今度の内国消費税の場合におきましてそれと同じ手続になる。従ひまして、現在関税でやつておるものにプラスされて税金としては納めていたいただきますが、手続としては、現在関税でやつてゐる手続にそのまま乗つかけの印紙を貼られていたわけでござい

ますが、今度は関税プラス内国消費税の分の印紙を貼る。従ひまして納税者に対しては、たしかに手数であることは御指摘の通りであります、現在やむを得ざる最小限の手数としてそれだけのことをお願いしておるわけでございまして、今度消費税がそれにプラスすることによつて手数がプラスされることはないと思つております。一

応こつた税金を徴収せざるを得ないことになりまして、その程度の手数だけは忍んでいただきたい、こういうつもりでおります。

○委員長(青木一男君) 他に御質疑がなければ、私から一、二ちよつとお尋ねいたします。

駐留軍はこの関税において外交官の特権に準じた扱いを行政協定に基いてなされておると思ひますが、数の多いこととありますから、駐留軍がこの特権に基いて無税で輸入した酒類を市場に横流しにして、非常にこれが一方においては特権の濫用、一方においては日本品の正当な地盤を侵すといふ点で、問題になつておつたのでございまして、当局はその取締りについてどういふ方針をとつておられるか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(渡邊喜久造君) 今御質問のありました点につきましては、われわれもその取締りにつきましては、非常に苦心しておるところでございまして、進駐軍の当局の人たちもその点についてはかなりやかましいことを言つておりますが、また事実相当やかましく取り締つてくれていると思ひますが、それで必ずしも十分と言へない。そこで実はわれわれの方で、その取締りを何とかもう少し、はつきり、めどのつけ得る取締りをしたいといふ意味におきまして、実は昨年でございまして、正規のルートによりまして輸入されまして、そうした輸入の酒類につきましては証紙を貼る、これは証紙につきましては税務署が相当厳重に保管しておりまして、正規に税金を納めましたものについてその証紙を貼つてゐるわけですが、それで、店頭などに並んでおり

ますときに、証紙が貼つてあれば正規の輸入のルートに乗って入ってきた品物である、貼つてなければ、それは横流しじゃないかと、こういう一応の推定ができるということで、そういう措置はとっております。ただ、それでもなお御指摘のようなことが根絶したといったところへは、なかなかゆきかねるということにつきましては遺憾であります。われわれも、今後国税庁がその責任に当るのでありますが、その点につきましては、さらにやかましく取締ることにしたいと、かように考えております。

○委員長(青木一男君) 当局が取締りに苦心され、努力されておる点は聞いておりますが、効果は十全とは言えないのであります。なお、この点については今後とも一層の努力を要しておきます。

それに関連いたしますが、先日土田委員から国税庁長官に対して質疑をなした佐世保の事件であります。これは一面から言えば、日本品の声価に關する、信用に關する大きな問題である。また一つには、行政協定に基く駐留軍の日本の業者に対する権限という大きな問題に關連しておるのであります。その日本品の品質については、大蔵省の試験所で日本品の検査をしてもらったところが、メチル・アルコールを含有しておるような不良品は一品もなかったというのを聞いておるのであります。かえつて皮肉にも輸入品の中には幾らかそれに該当するといふようなものがあつたと聞いておるのであります。これは品質の問題であります。私は、行政協定に基

て、駐留軍が自分の所屬の軍隊にどんな命令をしようとする、これは隨意で受けられども、日本の業者に対して日本品を扱うなということ、一体、指示する権限は絶対にない、私は確信しておるものであります。一体、米軍当局と交渉されたものかどうか、その点の経過を伺いたいと思ひます。

○説明員(山本第一郎君) 私、国税庁の問税部長でございます。ただいま委員長からお話の件につきましては、直ちに実情を調べましたところが、お話の通りでございます。非常に驚いた次第でございます。従ひまして、直ちに私の方から財務事務官を通じて、また外務省を通じて、合同委員会の關係当局に申し入れをいたしました。その申し入れには、私の方の醸造試験所で検査いたしました鑑定資料をつけて申し入れをいたしましたわけでございます。その結果、向うも事情はよくわかつてくれまして、これは自分の方でよく善処する、またこれは地方的なレギュレーションで、業者に話しておることであるから、地方的に善処させるということになるけれども、その点についてはよく地方の關係筋を指導するといふ言葉を聞いております。申しわけないことながら、まだその結果をここで御報告申し上げるまでの段取りができておりませんが、ただいま、そういうふうなことで向うに強く申し入れをいたしまして、向うもそれを受け、指導に努めてくれる、中間的な御報告になるかもしれませんが、一応御報告申し上げる次第でございます。

○委員長(青木一男君) やはり行政協定の適用を誤らないようにするといふことは、日米親善のために絶対必要なことであります。その行き過ぎなところ、あるいは協定違反のあつた場合には、嚴重に反省を促して、あやまちを繰り返さないようにしていただくように、私はここに確約をさせていただきたいと思ひます。その点一つ希望を付して質問を終ります。

○委員長(青木一男君) 次に租税特別措置法等の一部を改正する法律案(衆第十一号)を議題として質疑を行います。御発言がなければ次に移ります。

○委員長(青木一男君) 次に、あへん特別会計法案に対して質疑を行います。

○藤野繁雄君 法律第四條によつてみますると、「同法第四十四條の規定による災害補償金」といふようなものがあつて、ケシ栽培者が災害を受けた場合におきましては災害補償金を出すよる規定になつてゐるが、特別会計の予算を見てみると、災害補償を出すといふようなことになつてゐないが、その法律と予算との關係をお尋ねしたいと思ふのであります。

○政府委員(村上孝太郎君) 災害補償につきましては、その年の作柄によりまして、発生する場合もあれば発生しない場合もあるわけでございます。当初から幾ばくの補償金を交付するかと、予算上はそれを予備費に組んでおります。

○藤野繁雄君 予備費に組んであるのじやなからうかと思つておつたのであります。ところが、最近におけるところの災害の状況はどういうふうであるか、お尋ねしたいと思ひます。

○説明員(市川可知男君) 本年度におきましては、ケシの栽培は、和歌山県、大阪府、愛知県、広島県、岡山県、兵庫県、長野県の七県で栽培をしておるのであります。そのうち災害があつたといふことで報告の出ているのは和歌山県でありまして、これにつきましては、調査をいたしましたところが、相当の被害があらまして、そうして被害の原因になつて被害が出ているといふことがわかつておるのであります。従ひまして、その後また取納が済んでおりませんが、取納代金がどれほどになるかわからないのであります。これが平年度代金よりも相当少いといふような場合には、ある程度の災害補償をしなければならぬのじやないかといふふうに考えておるのであります。

○藤野繁雄君 そすると、ある程度の減収といふことであつたらば、その減収の程度は、何か基準があつて算定されるのであるか、あるいは政府の方で、ただ、ある数字が出たから、それによつて補償をやるというふうなことになるのであるか、その基準をお尋ねしたいと思ひます。

○説明員(市川可知男君) これは、あへん法の第三十三條にあるのであります。平年度取納代金に對しまして、その年の取納代金が十分の七に達しない場合には、その十分の七とその取納代金の差額の二分の一以内を補償するといふことになつております。

○藤野繁雄君 この特別会計を見ますと、また特別会計の予算書を見てみますと、衛生専門職がただ一人であるといふようなことでこの特別会計を運用しようとしておるのであります。また一方においては、「阿片法施行事務費交付金」といふものが、ある程度の金額計上されておるのであります。一体この法律の運用は、ただ一人のもの、及びこの補助金をつけたところのもの、そのくらのものでやるということになるのであるかどうか。こういうふうなことであつたらば、特に特別会計を設ける必要はないようになつて来やしないか、こういうふうに考えるが、特に特別会計を設けなくちゃいけない緊急の必要事項があつたらば、それを承わりたいと思ふのであります。

○政府委員(村上孝太郎君) この特別会計に所屬する職員が一人であるといふことで、一体どういふふうな運用をするのだ、この特別会計の設置の理由がないではないかといふお話でございますが、このあへん關係が麻薬といひました取納の對象になります。これは麻薬取締法の關係を受けまして、一般會計によりまして、麻薬取締官がこの取締りに當る、こういうことになるのであります。木特別會計をいたしましては、御存じのように、国内で取納しますところの、これは大体モルヒネ一キロ当たり七万九千円ばかりになります。ところが、国内価格と、それから輸入いたしますところの、輸入の方が大部分でございますけれども、輸入いたしましたところのものが四万五千円ばかりでございますが、輸入あへんとの差額をいまして、そして四万八千三百八十一円という国内への売り渡し価格を平準化したすわけでありまして、そういうふうな経理的な關係のみでございますので、職員は一人でも足りるわけでございます。ただ府県によりまして、たとへば麻薬關係

は栽培の許可が要ります。そういうふうな許可その他の事務につきましましては、都道府県知事が、その仲介あるいは調査に當つてくれるわけでありまして、その点についての経費につきましましては、先ほど御指摘の交付金をもつて充てる、こういうふうになつておりますので、職員は少うございますけれども、これでやつて行けるのじやなからうか。

それから、なぜこの特別会計を設置する理由があるかという点は、先ほど申し上げましたように、国内価格と輸入価格をプールいたしまして、そうして国内売り渡し価格を一本化する、そういう事業をやつておりますので、財政法十三条の特定の事業に該当するものと、こういうふうに了解いたしております。

○藤野繁雄君 それで予算書を拜見して見ますと、外国産の「あへん」を三十五トン、それから国内産の「あへん」を二・五トン購入するということになつておりますが、「あへん」については非常に知識が少いのでありますから、こゝういふふうなものの輸入品については、輸入先別の数量、価格というふうなものの資料を一つお願いしたいと思ひます。また国内産についても同様の資料をお願いしたいと思います。もしお手元にあつたらば説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(高田正巳君) お答え申し上げます。あへんの輸入先は昨年結ばれました国際条約で、実は縛られてゐるわけでありまして、トルコ、ユーゴスラビア、イランその他、条約の中に七カ国は書いてあります。それで、わが

国といたしましては、大体トルコ、イラン辺を予定をいたしております。それから価格等でございますが、昨年トルコからわずかばかり輸入をいたしたのでございまして、価格は「あへん」に含有するモルヒネ一キロ当りにつきまして四万五千三百七十二円という実績になつております。それから国内の方でございますが、国内の方におきましては、戦前はわが国でもケシを栽培いたしまして、あへんを採取いたしておりました。戦後これをストップいたしまして、そうして約十年近くもケシの栽培をやめておりました。その間は「あへん」を原料とする麻薬を製造しておりましたかと申し上げますと、終戦時ございまして国内のあへん、これは政府保有のもの、それから民間保有のものもございまして、それが、それを連合軍が没収をいたしまして、そうして一度没収をいたしたのでございまして、それを軍の保有をいたしておりましたものと一緒になつた政府に戻してきて、従ひまして、この「あへん」を食いつぶしまして、最近までやつて参つておつた。昨年の六月でございましてと思ひますが、あへん法を御審議を願ひまして、御制定をいたしまして、このあへん法によりまして、国内でもケシの栽培をいたし、「あへん」を採取することを、許可を受けたものに限つてはできるということに再開をしていただいたのでございまして、その関係で、国内におきましても、許可を受けましたものが栽培をすることができるようになつたわけでございますが、何さま昨年の法律で認められまして、昨年の秋にまきつけましたものが最初でございまして、本年の

今ごろ採取をいたしているわけでございます。この結果どの程度のものがとれますか、まだやつて全部収納いたしておりませんので、わかりませんが、ございまして、予算では大体国内産のものを二トン半くらいを予定をいたしておりました。おそろく二トン半までに行かないのじやないかと思ひます。大体そういうことを予定いたしております。そしてこれの収納価格は、これは、あへん法によりまして、昨年の秋まきつけの前に決定をいたしまして、告示をいたしておりますが、あへんに含まれるモルヒネの一キログラムにつきまして七万九千円ということに定めてゐるわけでございます。

以上不十分でございましたが、お答え申し上げます。

○藤野繁雄君 私、長崎県のもので、私などは過去において自分みずから栽培した経験があるのです。その経験からすれば、相当量国内で生産ができればと考へております。それで、将来において栽培を希望するところのものがあつたらば、栽培面積を増加して、外国からアヘンを買わないうような方策をとらなくちゃならないと考へておりますが、それに対するところの政府の方針はどうであるか承わりたい。

○政府委員(高田正巳君) 戦前は、今お話がございましたように、相当やつております。一番盛んな時期には、私の聞いておりますところでは、一千町歩以上やつております。国内の需要の三分の一ないし半分くらいは国内産のアヘンで充足をいたしたように私も聞いております。それで、今の御

質問の、しからば来年あたりから国内で希望者があればどんな許しをいくかという御質問でございまして、この耕作の反別につきましては、これも法律の中でどこかに規定があつたと思ひますが、毎年厚生大臣がそれを告示することになつてゐる。昨年は全国で百五十町歩以下ということで、実際はたしか百四十九町歩くらいだったと記憶いたしますが、これだけのものを指定をいたしまして、耕作をやつてもらつておるわけでございます。それから今後希望者があればどんなふうしていくかという御質問でございまして、長い目で見ますれば、今の御指摘のようなことになつて参ると思ひます。でございます。ただ当面こしはばらくの間は、結論的に申しますと、あまりこの耕作反別を広げる実気持を目下のところ持つておらないのでございまして、その理由はどういふことかと申しますと、実はこのあへん法を昨年の国会で審議をいたしました際に、これは参議院におきましても衆議院におきましても同様でございしたのでございまして、あへん法の内容の一部になつておりますケシの栽培を再開するといふことは、非常に考へものじやないか。少し政府は考へ直したらどうかといふふうな御意見が非常に強かつたのであります。と申しますその理由は、まあ覚醒剤とか、あるいはその他麻薬につきましても、いろいろと不正取引等がございまして、薬物によるこの弊害といふものが今わが国では相当びまんをいたしてゐる、こゝういふときに、ケシの栽培を再開いたして、決してこれは農民を疑うわけじやないけれども、いろいろ盗難が起つたり事故が

発生したりして、ますますこの傾向に拍車をかけるような素地ができていくのじやないか。なるほどアヘンがどうしてなけりやならないので、外国から輸入する場合に外貨を使うことになるけれども、しかしその外貨もそう大したものじやないじやないか、だからよほど政府としては考へたらどうかといふような御意見が強かつたのであります。それに対して私どももいたしましては、いやこつともであるけれども、ケシの栽培といふことは、これはなかなか栽培にも技術を要しますし、アヘンの採取といふことにも相当な技術と要するのであります。戦前日本でも多年にわたつて耕作農家が苦勞いたしまして、相当の段階に達しておつたのであります。これを終戦後十年も放置してあつて、今後このまゝにしておくならば、この栽培技術あるいはアヘンの採取技術といふものもだんだんなくなつてしまふ。そういうことになつたら、これは非常に遺憾すべきことになつて、またアヘンといふものはどうしてもこれは医療上なくてはならぬものであるから、簡単に今日のように入力できる状態であれば問題はないけれども、この状態もいつどうなるか逆睹したい、さうなわけ合ひであるから、どうぞこれを再開してやらしてもらいたい、しかしながら御心配の取締りの点については、私どもは自分たちの取締り能力の範囲を超えての耕作は当分やらないから、当分は技術保存といふその程度で栽培をやらして行くからといふようなことを御説明申し上げます、実はこの法律が成立し

でも、いろいろ盗難が起つたり事故が発生したりして、ますますこの傾向に拍車をかけるような素地ができていくのじやないか。なるほどアヘンがどうしてなけりやならないので、外国から輸入する場合に外貨を使うことになるけれども、しかしその外貨もそう大したものじやないじやないか、だからよほど政府としては考へたらどうかといふような御意見が強かつたのであります。それに対して私どももいたしましては、いやこつともであるけれども、ケシの栽培といふことは、これはなかなか栽培にも技術を要しますし、アヘンの採取といふことにも相当な技術と要するのであります。戦前日本でも多年にわたつて耕作農家が苦勞いたしまして、相当の段階に達しておつたのであります。これを終戦後十年も放置してあつて、今後このまゝにしておくならば、この栽培技術あるいはアヘンの採取技術といふものもだんだんなくなつてしまふ。そういうことになつたら、これは非常に遺憾すべきことになつて、またアヘンといふものはどうしてもこれは医療上なくてはならぬものであるから、簡単に今日のように入力できる状態であれば問題はないけれども、この状態もいつどうなるか逆睹したい、さうなわけ合ひであるから、どうぞこれを再開してやらしてもらいたい、しかしながら御心配の取締りの点については、私どもは自分たちの取締り能力の範囲を超えての耕作は当分やらないから、当分は技術保存といふその程度で栽培をやらして行くからといふようなことを御説明申し上げます、実はこの法律が成立し

たしたような経緯もございます。さうな経緯もございまして、今後しばらくの間は、大体現在の耕作反別というものを守つて参りたい、かような御持でございまして、それからもう一つは、幸いに耕作の農民の方々の御協力によりまして、昨年から今年にかけては事故が一件も出ておりません。その点は心配したほどのことはなかったでございますが、もう一つの問題といたしましては、非常に有利なあれだということで、だいぶ御希望があつたのでございまして、実際にこれを耕作してみますと、しばらくやめておきますので、なかなか収量も、あるいはモルヒネの含有量というものも、その簡単に戦前の域に達するといふことは相当むずかしいので、従いまして収量、価格はモルヒネの含有量で計算をいたしておるのでありますので、予期よりも反当収入がなくて、農家に御迷惑をかけるようなことがあり得ると思つております。さうなわけ合ひでしばらく栽培技術がもとに復して、相当な収量があるという段階に至りませんと、多くの農家がこれをおやりいただいても非常に失望なさつて、かえつて今後のケシの栽培は有利でないからやめてしまおうという気持ちが起らないとも限らない。その辺あれこれ勘案いたしまして、当分のところ大体この程度の耕作反別を維持していく。しばらく模様を見ましてから広げるといふことを考えております。目下のところ今のようによつておる次第であります。

○委員長(青木一男君) 他に発言がなければ次に移ります。

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)
補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九一號)、右二案を一括議題にして審議をいたします。
御発言がなければ、午前の会議はこの程度にいたしまして午後繼續いたします。午後は改めてもう一度この質疑を繰返します。そうしてたぶん御異議ないと思われまして国稅徵收法の一部を改正する法律案、輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律案、あへん特別會計法案、これだけについて質疑を終了したならば採決をいたしたいと思ひます。あらかじめそのことをお含み願ひます。
午後一時五十六分開会
午後零時一分休憩
暫時休憩いたします。

○委員長(青木一男君) 休憩前に引き続き會議を開きます。
午前中一通りここに掲げてある法案の質疑を行なつたのでございまして、午前中見えなかつた委員の方もございますから、この際質疑がありまして、この法案全部を一括して議題といたしますから、質疑を繼續願ひます。

○平林剛君 私は國稅徵收法の一部を改正する法律案に若干の質疑がありまして、この法律は結局いろいろ納めなければならぬ税金を滞納した場合、滞納に対する延滞加算稅の輕減をはかるというところになると思ひます。ところが、現在の延滞の稅額、全般的にどのくらい今の金額に達しておるのであります。

○政府委員(渡邊喜久造君) 現在、滞納の制度につきましては、多少前提的にちよつと制度的なことを申し上げて、その上で数字を申し上げてみたいと思ひます。滞納いたしました場合は、従来の制度でございまして、もう幾ら待つても納稅者に資力がなないという場合におきましては、これを不納欠損として帳簿から落す、会社でいへば貸し倒れ処分になります。この欠損処分という制度がありまして、現在におきましてはこの制度にかへまして執行停止という制度がございまして、これはいわばまだ滞納の金額の中に入つておりますが、もうほ普通に通算すれば徵收は無理だといつたような状態になつたものです。で、三年間待ちまして、その状態が三年以上続きますと、そこで不納欠損になる。三年間はさういふふうな特別な処理をしていくわけでありまして、そこで滞納額というものがそこまでは形式的には一応執行停止の分に入るわけでありまして、で、その執行停止の分まで全部入れますと、約千億の数字が出ますが、執行停止のもの、言へば不納欠損といつたような性格のものでございまして、それ以外の分は通常考えられる滞納と考へていいものと一応思つておりますが、その分は、これは多少ここにございまして数字は古いのでございまして、本年の二月末では約七百億、ただこれにつきましては、さらに徵收猶予、あるいは執行猶予とかいろいろの制度がございまして、一応納稅者におきまして納入計画を立てまして、そして月賦払い的にしていきながら、さういふものが、相対今の七百億の中に残つております。

○平林剛君 そうすると、今の執行停止というものが全部含めて一千億になる、その期間を經過した後の分が大体七百億あるという勘定になるわけですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 執行停止まで入れました金額がこれは三月末の新しい数字でありますから、もう一ぺん説明をしておさしていただきます。三月末におきまして執行停止になつていいる分が、二百七十八億でございまして、これはまあ累年だんだんふえていきますが、三年たかすといふ消えてゆく、さういふ数字でございまして、それをこめまして三月末の数字、先ほど二月末の数字を申しました、三月末の数字でもつてそれをこめまして、九百五十三億でございまして、執行停止をぬかしますと、その余の金額が六百七十四億、これがまあ通常滞納金と考へてい問題だと思つております。

○平林剛君 滞納額についてはわかりましたが、これは三月末の調べによると、大体法人稅といふのが九六・一%、再評價稅が九一・五%、物品稅で九四・七%、所得稅の申告分で八六・四%という収入工合になつており、これらの總計が結局六百七十四億円になり、さういふことではあります。

○政府委員(渡邊喜久造君) 今おあげになりました数字は結局その年にわれわれの方で測定という名前でお呼んでおりますが、政府の帳簿処理と租稅債權が確定した金額のうちで、その年度のうちに収入されませんでしたものが九八とかいう数字になるわけでありまして、さうしますと、二%という数字が残るわけでございます。その二%が滞納として翌年度へ繰り越される。その九八で

いくの納期内に納まる分と、それから納期をこえますが、年度内に納まる分と、さういふのがあるわけでございます。毎月一応われわれの方の帳簿では整理して参りますときには、その年度のうちに納まるけれども、納期はこえてい、さういふのがやはり滞納になりますから、従ひまして九八の数字の中には、滞納の中に入つてきますものもその年度のうちに収入される、しかし納期は過ぎる。一応は滞納になるが年度内には納まる、さういふ分がやはり入つております。二%というものは翌年度へ繰り越される、翌年度でもつてその中のある部分は徵收され、ある部分はさらに翌々年度へ入つていく、さういふことになるわけでありまして。

○平林剛君 大体本年新たに生れてくる滞納額といふものと、だんだんこれはかさんでゆくわけでしょう。ふえてゆくわけですね。納められれば減るわけなんです。さうでなく滞納の、税金を納められないといふことになれば、その額はだんだんふえてゆくわけですね。大体この一、二年の間にどういふ傾向をたどつてい、もし数字がありましたらならば、御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(渡邊喜久造君) 今ちよつと数字をはつきりさせますが、私の記憶しているところでは大体千億見当、これは先ほどい、ました執行停止も含めまして千億見当の数字が、どちらかといひますと、だんだん仕事が進んで参りまして整理ができて参りまして、多少とも減りきみだといふふうに記憶しておりますが、今すぐ、数字を調べておりますが何かここにはふえてい

ような数字が出ておりますから、これと違ふと思ひますので、すぐ調べさせまして……。

○平林剛君 そすると、大体滞納税額については最近の数字は減少しつつある、整理されつつあるというふうにお聞きをしていいわけですね。

○政府委員(渡邊喜久造君) 順次その整理の実績は、必ずしも顕著とは言いかねますが、順次減りつつあるというふうに思つておられます。

○平林剛君 そこでお尋ねをいたしましたのですが、現在までの大口の滞納の会社ですな。それはすべての税を含めて全般的に眺めてもいいし、また各税目ごとにでもこまかいことがわかつていきましたら、それでもいいですが、一体どういふところが一番大口の税金を滞納している親玉になっているかそれ一つ。

○政府委員(渡邊喜久造君) 先ほどの数字わかりましたから申し上げます。二十六年度末におきましては、これは執行停止まで含めた滞納の額が千四百億、それから執行停止を除きました数字が千四百三十三億、それから二十七年は執行停止を含めたのが千三百一十一億、これを除きました数字が七百五十八億、それから二十八年は執行停止まで含めた数字が千二百六十六億、それを除きました数字が七百九十二億、二十九年の末は執行停止まで含めた数字が千二百三十三億、除きました数字が六百九十億、先ほど言いましたように必ずしも減少の実績、そういう顕著とは言いかねますが、順次整理はできつつあるというふうに申し上げた次第でございます。

それから今御質問になりました大口滞納の点につきましては、ちよつと今ここに書類持っておりますが、まあ大きなのは酒税の滞納で、二件あったかと思つておりますが、これはまあ酒屋が、酒といひましても主としてこれはしょうちゅうとか、そういう合成酒というふうな、ああいうふうな関係の酒屋の滞納であつたと思ひます。それからあと所得税の滞納で相当いふ焦げつきになつたようなのがやはりございまして、それから法人税の滞納、何でしから至急取り寄せまして、大体の傾向は御説明申し上げていいかと思ひます。

○平林剛君 それじゃ各税目ごとに滞納の親方、親分のようなものはあるから、一定の常識というものはあるから、大口滞納の会社なり法人なりそれぞれありましたら書類として一つ出してもらいたい、お願いいたします。

○政府委員(渡邊喜久造君) 会社の名前まであげるの、ちよつと御容赦願いたしたいと思います、税目、A会社、B会社といったような調子で、法人個人の別は明らかにして提出いたします。

○平林剛君 今回の法律は、その滞納税額に対する延滞加算金の金額をまけてやるといふことに相なるわけでありまして、そのと、そういう会社が、あるいは今滞納をしてる親玉の会社が、ある場合のやりくりによつて税金を滞納するということもあり得ると思ひます。これを四銭から三銭に引き下げるといふことになる、一方において、今の大口滞納の会社の方ばかり負担が軽くなるから大変助かるに違ひないと思ひますが、同時に、一方において、この四銭から三銭に引き下げる

ことによつて割合と安くなる、そんなこと、こういう時代になつてくると銀行から金を借りるより、こいつで少し延滞しておいて金繰りをよくしていけば、けつこううまくいくというふうなことで、結局故意に税金を納めないと、そういう傾向が現れてくるのではなからうか、こういう心配をいたすのですが、あなたの方は、こういう点についてどうお考えになりますか。

○政府委員(渡邊喜久造君) われわれが四銭を三銭に引き下げるにつきましては、あとでおしやいました点につきましては、実は相当慎重に考えたつもりでございます。それで念のため、これはおわかりになつてゐることじゃないかと思ひますが、現在のその滞納税金に對してどういふものが加算されるかといふことを申し上げますと、一つは利子税がかかりました、これは、納期を過ぎまして納めなかつたら、日歩三銭——現行ですと四三銭、今度の改正がもし成立しますれば三銭ですね、利子税がかかりました。それから、納期後になりまして税務署で督促状を出すことになつております。督促状に指定された期限に納めなかつたもので問題はありますが、延滞加算税という制度がありまして、これが実はまた四銭かかるわけでありまして、その点はこの法律では、本委員会に前に逐条御説明申し上げたと思ひますが、今の改正案の六項にそれぞれ税法に規定されておる金額、それを四銭から三銭に下げる。従ひまして、大体納期が過ぎますと、税務署の方で整理します。遅くも一週間ないし二週間の間には整理して、督促状を出

す。それからやはり一週間ないし二週間ぐらいで督促状の指定期限が過ぎますから、そのと、それからあと六銭になるわけでございます。ないし八銭になるわけでございます。従ひまして、現状の八銭といふ金額、これは、最近のうちに経済が落ちついて参りますと、ちよつと高いのじゃないか。かつては、今お話のように、税金を納めずにおいておいて、むしろやみの商売などに回した方が有利だ、こういうふうな考え方があり得るわけで、それゆゑにこの金額が十銭あるいは二十銭といふたような高いことがあつたわけでありまして、だんだん経済が正常化するにつれて、そういうふうな考え方はちよつと時代とずれるんじゃないか。それで、現在においては両方合わせますと八銭になつておるわけでありまして、どうも最近の情勢からいいますと、やはり合わせて六銭というくらいが、ちよつといいのじゃないだらうか、まあ、こういう意味で三三三に下げたわけでありまして、やはり今申しましたように、普通納期直後で納めるといふ程度のものでございまして、三銭で過ぎますが、ちよつと長くなりまして、六銭かかることになりまして、必ずしもこれが低いものとも考えなくてよからう、それはまあ高利の金はすいぶん高いのがありますから、比較の標準にもよりますので、一般に適用する分でございますので、まあ六銭くらいならばいいことで、これを提案したようなわけでありまして。

○平林剛君 現実の問題としては、そのときの比較によつてでなければ、どちらが損得だといふのは出てこないかと思ひますが、あり得ると思ひますので、

ね。その場合に、実際にそういう措置をやるといふのか、それともやむを得ずして延滞をされるのかというふうなことを、具体的に調査する何かの工夫といふものが持ち合せでないといふと、この法律によつて悪用する人たちが出てこないとは言いかねないわけですね。そういうことに關して、あなたの方の工夫、何かがありましたら、この際おしやつていただきたい。

○政府委員(渡邊喜久造君) 滞納につきましては、どういふ原因で滞納がでるかなどという点につきましては、いゝわば世論調査的なサンプル調査は国税庁で時々やつて参ります。しかし、それはどちらかといへば、一般監察の問題でございまして、それで滞納は、当然のことではあります、利子税なり延滞金を払ふといふまで放つておいていゝという性格のものではありません。税務署としましては、滞納の督促状による指定期限が過ぎますれば、いつても差し押さへ、公売処分ができる状態になつております。従ひまして、といつて実際にまあ商売のいろいろなやりくりからしまして、かつては相当の利益があつたけれども、その後、たとへば値下りを受けて、ちよつと今金繰り状況が悪くて払ふといふたような状態の方もございまして、あるいは、物品税などにおきまして、いろいろな商売の関係で金繰りがつかぬというふうなこともあり、まあ公債に、相当の利益を得ていながらお説のように、金繰りもいければ、まあ高利を借りるよりこの方がいゝと、こういうのは、一応税務署としてましては滞納処分といふ段階において調査して参りますれば、かなりわか

な。その場合に、実際にそういう措置をやるといふのか、それともやむを得ずして延滞をされるのかというふうなことを、具体的に調査する何かの工夫といふものが持ち合せでないといふと、この法律によつて悪用する人たちが出てこないとは言いかねないわけですね。そういうことに關して、あなたの方の工夫、何かがありましたら、この際おしやつていただきたい。

○政府委員(渡邊喜久造君) 滞納につきましては、どういふ原因で滞納がでるかなどという点につきましては、いゝわば世論調査的なサンプル調査は国税庁で時々やつて参ります。しかし、それはどちらかといへば、一般監察の問題でございまして、それで滞納は、当然のことではあります、利子税なり延滞金を払ふといふまで放つておいていゝという性格のものではありません。税務署としましては、滞納の督促状による指定期限が過ぎますれば、いつても差し押さへ、公売処分ができる状態になつております。従ひまして、といつて実際にまあ商売のいろいろなやりくりからしまして、かつては相当の利益があつたけれども、その後、たとへば値下りを受けて、ちよつと今金繰り状況が悪くて払ふといふたような状態の方もございまして、あるいは、物品税などにおきまして、いろいろな商売の関係で金繰りがつかぬというふうなこともあり、まあ公債に、相当の利益を得ていながらお説のように、金繰りもいければ、まあ高利を借りるよりこの方がいゝと、こういうのは、一応税務署としてましては滞納処分といふ段階において調査して参りますれば、かなりわか

な。その場合に、実際にそういう措置をやるといふのか、それともやむを得ずして延滞をされるのかというふうなことを、具体的に調査する何かの工夫といふものが持ち合せでないといふと、この法律によつて悪用する人たちが出てこないとは言いかねないわけですね。そういうことに關して、あなたの方の工夫、何かがありましたら、この際おしやつていただきたい。

○平林剛君 現実の問題としては、そのときの比較によつてでなければ、どちらが損得だといふのは出てこないかと思ひますが、あり得ると思ひますので、

る問題でございますから、従いまし
て、本間に金繰りがつかぬという場合
におきましては、徴収猶予なり何なり
といったような手段によりまして、い
わば月賦的に毎月分納をしてもらうと
いう、いわば緩和的な措置もつてお
ります。同時に、今のお話のよう
に、金はありながらよそへ回すか、あ
るいは高利を借りるよりは税金を納め
ない方がいいといったような姿の場合
におきましては、それに応じて税務署
としては相当強い手段をとることもで
きるわけでありまして、現在の法制の
建前におきましては、具体的に緩急よ
ろしきを得た措置が講じ得るものと思
つておりますけれども、個々の滞納
者の実情に沿ひまして、税務署として
は、滞納処分につきましても、それぞ
れの処置をとつておりますので、それ
が工合よく行われていっていると思
いますが、十分それでやっていけるもの
と考えております。

○山本米治君 問題が協議団なんか
に付されたような場合に、延滞加算税の
関係はどうなりますか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 現在の税
法の建前でございますと、訴訟審査と
いったような問題のとき、一応、納め
ていただく税金は納めていただくこと
になつておりますので、審査請求とい
つたような問題になつておりまして
も、納期がきて納めないということに
なりますれば、やはり利子税、加算税
といったような問題は起るわけござ
います。ただ当然あとで審査請求の
結果たとは百万円の所得が五十万円
になつたといった場合に、納めなくて
もよかつた税金を納めないということ
によつて利子税、加算税を課するとい

うことはこれは勿論ありません。

○山本米治君 問題は協議団などにか
かつた場合には、相当時間を食うらし
いのです。ね、ちよつとした問題でも半
年ぐらいかかるわけですが、あとで訂
正された部分については還付を受ける
のが当然ですが、問題があるから払わ
ないというやつに対して、ずっと利子
税、加算税を課せられるのは少し酷の
ように考えますが、その点はどうで
しょう。

○政府委員(渡邊喜久造君) その点に
つきましては、利子税の問題につきま
しては前に、昨年でございましたが、
税制調査会の一応御答申もありまし
て、こういうことになつております。
結局それはまあ問題になりますのは、
納税者の方の申告がたとへば百万だつ
た、それで税務署の方で更正決定した分
がそれが百五十万だと、こういう場合
においては問題になるのは利子税だけ
でございますが、そういう場合に税務
署の方の決定が遅れたとか、あるいは
そういうことによつて申告後一年以上
たつて初めて決定された、こういうた
つたような場合によつて、まあずるに
延びたことによつて、まあ利子税が余
分にかかるということとは、これは納税
者に酷じやないかという税制調査会の
御意見がございまして、一年以上延び
ているような場合には、一年で一応打
ち切つてしまふ、そして更正決定な
ら更正決定にゆきますと、それから更
正決定による納期があります。その後
の更正決定の日の以後の分について
は、これはまた利子税が生き返つてく
る、中間だけが要するに抜けると、こ
ういふ措置は現在税法でできておりま
す。

○山本米治君 もう一点関連して伺
いたのですが、国税以外の公課という
やつですね、これは保険料みたいなよ
うな場合ですが、これが今度下るには
下つたのですが、この国税の場合の延
滞利子税、延滞加算税と比べると非常
に離れておる、倍にもなつておるとい
う、このバランスは一体どこから考え
られたのでしょうか。

○政府委員(渡邊喜久造君) この点は
先ほど平林委員の御質問にも実はお答
えしたわけでございますが、国税など
の場合におきましては利子税が三銭、
それから多少式は違ひますが延滞加算
税三銭、これで六銭というまあ二段が
まゑになつて、実は六銭、現在現行制
度でございまして、それが四銭ずつで
二段がまゑになつておりますが、それ
で八銭、健康保険法とか船員保険法に
おきましては、これが二段がまゑの制
度がやや複雑に過ぎますので、これを
合せたところで実は一本の建前になつ
ておりますので、負担としてはこちら
の方を特に高くしてあるというわけ
はございせん。従ひまして今度の三
銭ずつに下げたのを合せて六銭にな
りますので、この付則の十二項にありま
す六銭という線に一応合せたわけであ
ります。

○土田国太郎君 ちよつと局長に伺
いますが、この延滞利子というものがわ
れが申告する、法人ならば法人の会
社で申告しますね、政府の指示せられ
ました期間内に申告しておる。ところ
がその国税局は自分の御都合でその調
査を引き延して置いて、そしてとん
でもないときになつて決定して、しか
も決定内容がその申告額より何百万円
か多くした。こういう場合に決定を遅

らしておいて、政府みずから遅らして
おいて、しかもそれに対する査定額が
違つたのに対して税金をとるといふよ
うなことは、どうも民間としては納得
し得ないのです。

○政府委員(渡邊喜久造君) その点に
つきましては今山本委員の御質問に對
してお答えしたわけですが、昨年の改
正におきまして、ある程度改正ができ
ておるわけです。考え方としてしまし
ては、従来の考え方としては、とに
かく納期後に一応相当遅れて納税され
るのですから、それだけ資金が納税者
の手にあつたわけでございますから、
利子税のよりなるものは、まあいわばそ
うした資金運用の収益というものを納
税者が一応受けていたのだからという
考え方でのいたのですが、しかし三銭と
いう高きものでございまして、それで
昨年の改正においてこれは税制調査
会のとくに相当今あなたの方で言われ
たところから論議がなされて、それで
同様に論議がなされて、それでと
にかく税務署が一年以上放つてお
いては、これはたとへば二重帳簿をつ
けていたとか何とかいふ場合には、
これは別として、普通の場合であつた
らば、これは利子税は一年までで切る、
それとしてたとへば一年半経つて更正決
定があつたといつたときに利子税は一
年までで切る。それで遅れた半年分は
もう利子税とらない、これは現行税法
でそういうふうになつております。

○土田国太郎君 その何百万円が増加
されました場合に、まあ四〇%の法人
税とられるわけですね。そうすると、
相当大きいのですよ。それをまさか一
年も放つておきませんがね。実際には
半年は最低遅れますね、御常例では

なはだこの点は遺憾に考へておるの
ですがね。おそろくわれわれの方で半年
以内に申告して半年以内に決定をして
くれたなんてためしがありません。必
ず半年以上です。そして今度は更正
決定されて、それに対する利子税をと
られるのです。その点はこれはひど
いじやないかというのです、民間はそ
ういふ議論ですよ。

○政府委員(渡邊喜久造君) これは税
務署の事務なり、国税局の事務の点も
実はお考え願ひたいと思つておりま
す。それで申告書が参ります。それを
順次調査して参るのですから三月ない
し半年と、大体現在われわれの方で普
通に考へております事務計画として
も、まあ三月ぐらひはどうしてもかか
らざるを得ませんし、それが半年ぐら
い、調査に参りまして、会社の方で調
査に着手してからあとでも、これはま
あ会社によつていろいろ違ひますが、
半月、一月やほかかる事例は相当多
いのですから、まあわれわれの方とし
ましては三月ないし半年程度まではや
はり御容赦を願ひたい。どうも現在の
事務の関係からいたしまして、とにか
く会社にもいろいろございまして、全
国に支店網を持つており、あるいは工
場を持つておる会社まであるのですか
ら、とにかく申告書が出た、すぐ調査
しろ、すぐ決定しろと言われまして
も、これはちよつと現在の事務からい
いますと、無理なものじやないだらう
か、まあ簡単なものもございまして、
簡単なものではできるだけ私は早く処
理すべきだと思ひますけれども、やはり
三月ないし半年という期間はどうも必
要最小限の期間じやないだらうか、か
ように考へております。

○土田国太郎君 まあただいまの御説明、私はよくわかつておるのです。お話しはよくわかつておるが、延びたというところはこれは政府の御都合なんですね。だから事務的に人間が足りないとか、いろいろ調査上遅れるというところは、これは政府の御都合なんだから、僕は、それで、自分の御都合で延びておるものを延滞利子をおとりになるといふことは、どうも自分としては納得いかないのです。それで今あなたがおっしゃる通り、それだけ利息を回しているからいいじゃろうというけれども、そういうものではないのですよ、これは。

○政府委員(渡邊喜久造君) これは私は会社にもいろいろあると思ひますが、しかしそれは確かに更正決定というものは政府の御都合のようにもおっしゃいます。結局現在の建前からいへば、やはり会社の方としても、これは小さな会社もあり、大きな会社もあるから、一がいには言えませんが、たとへば調査課で所管しているような程度の会社ならば、会社の方の経理陣営である程度はわかります。それから現在においては国税庁通達のようなものもかなりはつきり公表しておりますし、従つて同時に最初の年ならとにかく、何年もまあやっていただければ、大体こういうものが税金として認められるか認められないか、会社の方もだんだんわかつてくるわけなんです。それで、普通は普通に申告なさり、同時に調査した場合に、税務署の方と会社の方との間にそう大きな隔たりがあるとも実はわれわれ思つておりません。更正決定の金額をずっと調べて参りました。

でも、アペレイジにしてみますればきつめて微々たる金額でございます。ただ一つ々々の会社につきましては、ある会社としてしまつてはまあ相当な額に上ることもありますが、それは、それはどちらかと申しますれば、まあ二重帳簿的な故意の金額の隠匿といったものがむしろ更正決定の場合に相当申告より大きく上る額なんです。会社の方で善意に出されていた申告書について更正決定した場合の増加額といふものはないのが原則でありますし、ありますしても私はあまり大きな金額のようには見ておりません。

○土田国太郎君 今、局長のおっしゃるの二重帳簿的なもので大したものはないとおっしゃるのだけれど、それでも宣伝費だ、これは宣伝費ならば損金に持つていく、交際費ならば一定の割合以上は課税されるのか、特に大きいのは修繕費、これは資産に計上すべきもの、こういうものは全く何百万円です。修理についても業態によつて何百万円というものがかるのです。それを、これはかかり過ぎたからこれは固定資産の方へやるのだというやうなことで、非常に意見の相違が出てきまして、何百万円という差が実際に毎年それがあるのです。そうしてやういふやうなこともありますので、一がいには脱税的なものであるという意味でなく、事実上意見の相違で、更正決定しようがないからおみやげといふやうなことになるわけなんです。何かおみやげがなければ承知しないのが今の情勢です。そういうことは努めて実面的におみやげにはならないやうにしてもらふこと、なるべく一つ早く査定してもらふということ、あわせて今のその政府の御都合でおくれているものに対する滞納、延滞利子といふものについてまあ一ぺん一つよく、何も今という問題でないのですが、御検討下さいまして、適当に考慮される必要があるのじゃないか、こういうことを述べまして、私質問を終わります。

○政府委員(渡邊喜久造君) 確かに今の御指摘になった幾つかの問題ですね。交際費の問題、これはまあ昨年からやつた問題でして、まだ事務の性格の新しいものでございまして、会社の方なりあるいは税務署の方なりでもそれが宣伝費に入るべきか、交際費に入るべきか、意見の分れる点もある。それから一つ御指摘になりました修繕費が資産を構成するの、これは確かにわれわれが税務署長をやつていた時からの古い問題でございまして、会社の方としてしまつては、これは修繕費でできるだけ落した。税務署の方にしますと、いや、なかなかそこまで修繕費は無理だろう。問題は、確かに従来のものに対して手を加えたわけなんです。それが量においてふえていくとか、要するにあるいは質において改良されている。それをなおかつ全部修繕して損金というのにはちよつとどうだろうという点でございまして、これはよく議論のあるところだと思つております。われわれとしましては今お話しになりましたやうなわけでおみやげのなというところは、これはもし国税庁、国税局がやつていけば非常なけしからんことではございまして、まあそれはわれわれもそういうお話をよく聞かれないでもありませんが、しかしこれはもう嚴重になくしていくべきものだ。いいものはいい、悪いものは悪いで、税務署としての態度をきめていくべきものだと思つております。それから最後の、確かに事務処理を早くやれ、これは税務署としましてもできるだけ早く考へていかなければならぬものだと思つております。ただもう一つ念のためにつけ加えておきますが、そういう更正決定でおくれただ分につきましては、この最初に規定しております三銭だけにかゝるわけではございまして、あとの延滞の方のプラス三銭ですね、この六銭になりますのは、更正決定が終つて、納期が来て、同時にさらにそれも滞納して、督促状が来、督促状の期限を経たというその後でございまして、今、問題になつております分は利子税の三銭だけだ、この点についてはさらに三銭でもどうかにつきましては、先ほども申しましたやうなことはやつておりますが、それ以上にとりかかるといふことについてはさらに研究していただきたいと思ひます。

○平林剛君 私の質問した趣旨はちよつとほけてしまつたけれども、私は税金が重いといふことは確かで、国民の各層から見ても、大体国税庁なんといふのはあまりいい役目ではないし、顔を見てもしやくにさわるものだと思ふ。しかし同時に国会においても政府においても、徴税の変更についてはかなり今度の国会においても議論されていくわけだ。一たんきまつた以上はなるべく滞納しないやうにしてもいいといふのは、国民のまた別な意味の気持であると思ふのです。特に勤労者のごときは毎月々々月給の方が

は悪いで、税務署としての態度をきめていくべきものだと思つております。それから最後の、確かに事務処理を早くやれ、これは税務署としましてもできるだけ早く考へていかなければならぬものだと思つております。ただもう一つ念のためにつけ加えておきますが、そういう更正決定でおくれただ分につきましては、この最初に規定しております三銭だけにかゝるわけではございまして、あとの延滞の方のプラス三銭ですね、この六銭になりますのは、更正決定が終つて、納期が来て、同時にさらにそれも滞納して、督促状が来、督促状の期限を経たというその後でございまして、今、問題になつております分は利子税の三銭だけだ、この点についてはさらに三銭でもどうかにつきましては、先ほども申しましたやうなことはやつておりますが、それ以上にとりかかるといふことについてはさらに研究していただきたいと思ひます。

○政府委員(渡邊喜久造君) 六百数十ちやんと引かれて延滞といふことはないので、それから、そういう意味からゆくと、私は後にあなたの方からもらふ資料によつてはまた見解が違ひますけれども、その資料を再度検討してみないと全部突つ込んで言ひわけにいいかない問題もありませんが、大体において六百数十億に近い滞納の中にはかなり検討を要するものがあると思ひます。必ずしも滞納が六百七十億四億円が、経理が悪いから、あるいはやりくりができないからといふ、政府の経済政策の結果に属すべきもの、それではないもの、いろいろあると思ひます。こういうことからいいますと、やはり一方においてまじめな層があり、また一方においてさういふ大口の滞納があるといふことになると、いわゆる好ましくない現象でありますから、私はやはり政府においてもこれらの措置についてはあくまで緩急よろしきを得たところの適切な措置といふことをもう少し検討すべきではないだろうか。近年だんだんに滞納額が減つていくことはまことに喜ぶべき現象ではありますけれども、同時にこれらの滞納額は、やはり一般のまじめな税金を納めている人の関心のあることでもあるから、そういうことについて緩急よろしきを得た措置といふものを強く要望しておきたいと思ひます。

それから最後に、この法律を運ぶことによつて国の収入ですね、ある程度税金を滞納している以上は、それに対する利子税なり延滞加算税を払うのが当り前ですが、どのくらい響いてくるわけですか、その数字を最後にお聞かせ願ひたい。

○政府委員(渡邊喜久造君) 六百数十

億という滞納でございますが、この中のどのくらいの部分と考えていいかわかりませんが、かなりの部分は、実は絶えず生れながら絶えず消えてゆく滞納でございます。たとえば三月末ということになりましたと、二月に納税義務が発生して、三月まで納められなかった、しかし四月、五月になると、もう納まってく、こういう分がございます。ところがまあその逆に、今度は四月、五月になるとまた新しく滞納が出てきて、そしてそれが納期からだいぶ過ぎますと、二カ月、三カ月といった期間滞納してまた消えてゆくと、滞納の中のある種類のものは二、三カ月滞納になってはだんだん消えてゆくと、ところがこの二、三カ月の滞納がまた新しく出てゆくために、ちょうどいわばランニング・ストックのような格好で絶えず滞納額という姿でもって数字の上へ出てきている、こういうものが一種類でございます。それからいかにして滞納の発生をなくすべきかというところに努力がなされるべきだと思っております。国税庁におきましてはただいま納税貯蓄組合を作り、そうして一番納めにくいのは申告所得税とかあ

止するにしてもまだどうもそれだけの決心もつかない、どうもまだ隠匿財産もあるのじゃないかという節もあるが、といってそれもうまくつかまらないう、こういったものもございます。それから大きな滞納の中では今すぐ、これは主として法人などにあるのですが、今すぐ納めろと言われても困る。しかし会社が事業の経営を続けながらなくすに二年、三年かかって納めるなら、これも何とか納まる、こういったような種類もございます。国税庁としましては、実はこの滞納の問題については非常に一番苦労しているわけなんです。これは一面においては新規の発生をできるだけ少なくする、この努力をする、納税貯蓄組合などの努力がその一つの現われであります。同時に古い滞納につきましては、それはその納税者の状況に応じて緩急よろしきを得なければなりません。できるだけ納税者のやほり立場も考えながら、なしくすしてけこうだから、古い滞納はこれをなくしていく、こういうふうには税務署を指導していく、こういったような気持で処理をしております。もう一つの質問は何でしたか……。

○平林剛君 雑収入は。
○政府委員(渡邊喜久造君) この利子四銭を三銭に引き下げることによつて国の収入がどれだけ減るかという計算は実はわれわれ今ちよつと手元持っておりません。ただもう一つ、これも今度の改正の際におきまして加算金というのがあります、国の方でもつてとり過ぎたやつを返す場合ですね。これは従来やはり四銭つけておつたわけでございますが、これもこの機会に三銭に下げよう、このプラス、マイナス両方とも三銭に下げるということに今度はやつておりますので、ネットどういうふうになりますか、ちよつと今手元に数字を持っております。

○平林剛君 大した数字にはならないと思いますが、あとで念のため資料を持ってきたいたたいと思ひます。私はこの法律についての質問は大体これで終わりますが、関連をして有価証券取引税の本年度における収入工合が非常に悪い……。

○委員(青木一男君) 平林君にちよつと申し上げますが、一応採決して、続いてその質問を願いますから、この際一応採決します。

○委員(青木一男君) 平林君にちよつと申し上げますが、一応採決して、続いてその質問を願いますから、この際一応採決します。

○委員(青木一男君) 平林君にちよつと申し上げますが、一応採決して、続いてその質問を願いますから、この際一応採決します。

○委員(青木一男君) 平林君にちよつと申し上げますが、一応採決して、続いてその質問を願いますから、この際一応採決します。

○委員(青木一男君) 平林君にちよつと申し上げますが、一応採決して、続いてその質問を願いますから、この際一応採決します。

○委員(青木一男君) 平林君にちよつと申し上げますが、一応採決して、続いてその質問を願いますから、この際一応採決します。

○委員(青木一男君) 平林君にちよつと申し上げますが、一応採決して、続いてその質問を願いますから、この際一応採決します。

○委員(青木一男君) 平林君にちよつと申し上げますが、一応採決して、続いてその質問を願いますから、この際一応採決します。

○委員(青木一男君) 平林君にちよつと申し上げますが、一応採決して、続いてその質問を願いますから、この際一応採決します。

○委員(青木一男君) 平林君にちよつと申し上げますが、一応採決して、続いてその質問を願いますから、この際一応採決します。

○委員(青木一男君) 平林君にちよつと申し上げますが、一応採決して、続いてその質問を願いますから、この際一応採決します。

○委員(青木一男君) 平林君にちよつと申し上げますが、一応採決して、続いてその質問を願いますから、この際一応採決します。

○委員(青木一男君) 平林君にちよつと申し上げますが、一応採決して、続いてその質問を願いますから、この際一応採決します。

○委員(青木一男君) 平林君にちよつと申し上げますが、一応採決して、続いてその質問を願いますから、この際一応採決します。

○委員(青木一男君) 平林君にちよつと申し上げますが、一応採決して、続いてその質問を願いますから、この際一応採決します。

○委員(青木一男君) 平林君にちよつと申し上げますが、一応採決して、続いてその質問を願いますから、この際一応採決します。

○委員(青木一男君) 平林君にちよつと申し上げますが、一応採決して、続いてその質問を願いますから、この際一応採決します。

○委員(青木一男君) 平林君にちよつと申し上げますが、一応採決して、続いてその質問を願いますから、この際一応採決します。

○委員(青木一男君) 平林君にちよつと申し上げますが、一応採決して、続いてその質問を願いますから、この際一応採決します。

○委員(青木一男君) 平林君にちよつと申し上げますが、一応採決して、続いてその質問を願いますから、この際一応採決します。

○委員(青木一男君) 平林君にちよつと申し上げますが、一応採決して、続いてその質問を願いますから、この際一応採決します。

○委員(青木一男君) 平林君にちよつと申し上げますが、一応採決して、続いてその質問を願いますから、この際一応採決します。

○委員(青木一男君) 平林君にちよつと申し上げますが、一応採決して、続いてその質問を願いますから、この際一応採決します。

○委員(青木一男君) 平林君にちよつと申し上げますが、一応採決して、続いてその質問を願いますから、この際一応採決します。

○委員(青木一男君) 平林君にちよつと申し上げますが、一応採決して、続いてその質問を願いますから、この際一応採決します。

○委員(青木一男君) 平林君にちよつと申し上げますが、一応採決して、続いてその質問を願いますから、この際一応採決します。

○委員(青木一男君) 平林君にちよつと申し上げますが、一応採決して、続いてその質問を願いますから、この際一応採決します。

○委員(青木一男君) 平林君にちよつと申し上げますが、一応採決して、続いてその質問を願いますから、この際一応採決します。

○委員(青木一男君) 平林君にちよつと申し上げますが、一応採決して、続いてその質問を願いますから、この際一応採決します。

○委員(青木一男君) 平林君にちよつと申し上げますが、一応採決して、続いてその質問を願いますから、この際一応採決します。

○委員(青木一男君) 平林君にちよつと申し上げますが、一応採決して、続いてその質問を願いますから、この際一応採決します。

○委員(青木一男君) 平林君にちよつと申し上げますが、一応採決して、続いてその質問を願いますから、この際一応採決します。

間の「生死二関シ一定ノ金額ヲ支払フ」ということになっておりまして、生存に對して支払う場合も死亡に對して支払う場合も、あるいは生存及び死亡に對して支払う場合もある、さうに制度的には観念されておる次第であります。それから現にまたこれは極端な例を申し上げようでございますが、養老保険のようなものを考えてみますと、これは二十年なり三十年なりの契約で、その契約期間中に死亡いたしましたらと保険金を支払うという要素のほかに、その満期になりました場合に一定の金額を支払うという要素が入っております。前者の分については死亡保険でございますが、満期に支払います保険金については生存保険と私も呼んでゐるのであります。死亡保険と生存保険とをあわせた性格を持つておるのであります。

で、ただいま御質問のありました貯蓄保険につきましては、程度の差異はかなりあると思ひますが、生存保険に死亡保険を若干ひつつけたものと制度的には観念されるのでございまして、生存保険の部分は貯蓄的要素を持つておりますので、いわゆる広い意味での預り金といったような性格があるわけでございます。ただ保険としてもさういふことがあり得るのだという意味におきまして、預金類似行為かどうかという意見につきましては、法律上の制度としては私は保険ということで観念し得るものであるというように了解しております。従ひまして出資の受け入れ等の取締りに関する法律の第二条の關係におきまして、「他の法律に特別の規定のある者」という中には貯蓄保険は入り得ると考えております。さ

らにつけ加えて申し上げますれば、さうな貯蓄保険につきましては、御承知のごとく三年を満期といたしますものについては、三年間の死亡は實際問題として非常に少ないというのが通例でございます。その点におきまして、期間が短い点、及び生存を保障事故とするもの、死亡を保障事故とするもの、いずれが保険的色彩が強いかわいかにいふような点を考えてみますと、申すまでもなく死亡を保障事故とするものの方が、保険的色彩が強いと私も観念いたしておりますので、さうな意味から申しまして、貯蓄保険には保険的要素が他の掛け捨ての死亡保険あるいは養老保険等と比較いたしますと、保険の性格が稀薄であらうと考へております。従ひまして生命保険は通常長期資金である、また国民生活の安定にも役立つものであるとかいふような観念が行われておりますが、貯蓄保険の問題については、保険制度上から考へまして、制度としては適法と考へて、程度の問題から申しまして、保険的色彩が稀薄であるといふものであるならば、やはり保険会社として扱はるべきは、死亡保険金の部分の一つの形としては、死亡保険金の部分が大きいものと、あるいは期間が長いものと、さうなものの方へ漸次持つていくということが、政策上はよろしいのではないかと考へ、さうに指導しております。

○小林政夫君 今で大体わかりました、すでに前から問題にしておる保険類似行為とも関連して、いわゆる共済制度による類似保険、その中でも、この今お話のような貯蓄保険類似行為ですね、まあいいて言へば、こういうことも相当行われておるので、前から当委員会においても問題にした共済保険等についての取締り立法というのは、その後の経過はどうなつておりますか。

○説明員(狩谷亨一君) 保険類似の共済に關します取締り法規につきましては、かねがね検討をいたしておりますが、まだ成案を得ていないような次第であります。

○小林政夫君 政務次官に伺います、この前は私が提案して、だいたい国会では議論になつたのですけれども、そのときは火災共済だけでしたけれども、政府としてはどうするつもりです、放つておくつもりですか。

○政府委員(藤枝泉介君) かねがね保険類似行為と申しますか、共済關係の問題につきましてもいろいろ御意見がおりますことは、十分承知いたしております。この問題につきましてもはなお幾多研究をすべきものがあると思ひますので、できるだけ早く成案を得て、何らかの形で解決をいたしたいと思つておりますが、まだお答えする段階になつておりませんが、もつぱら研究いたしておるところでございます。

○小林政夫君 これはもう大体、あなたの方でやるのかやらのことかといふことを早く返答してもらいたい。放つておくから、火災保険類似行為じゃないのです、生命保険類似行為がすでに行われておるので、これは相当早く手を打たないと、もうすでにボロを出しておる共済組合も北海道方面にあるやに聞いておりますので、政府提案でやるのかやらないのかといふような点をすみやかに御返答を願ひたい。

それからもう一点、今度の税法による取扱ひ、こういうふうになると、貯蓄保険といふようなものは依然として従来通り行われると思ひますか。それとも、もういふことになると、保あま行われまいと思ひますか、保険課長の見通しはどうですか。

○説明員(狩谷亨一君) 今回の制度上の扱いのようになると、ある程度魅力の薄いものになると思ひます。従来はどは完れないといふ要素が出てくるのはなからうかと考へております。また、それによりまして生命保険の、御質問の点少しはすれて恐縮でございますが、私も考へております長期の保険を発売するといふ方向へ移行するならば、制度上も望ましいことではなからうかと考へております。

○西川基五郎君 けさ藤野委員の御質問された中で、保険控除の問題ですね。これは生命の問題ですが、これは渡邊局長あたりは優秀な局長ですから、この法案を作られるときに、すでに案ができただらうと思ひますが、それを一つ御説明願ひたいと思ひます。これは速記をとめたらどうですか。

○委員(青木一男君) 速記をとめて下さい。

○小林政夫君 保険課長にもう一べん今のを逐に聞きますと、たとえば共済事業として、今の貯蓄保険と同じやうに、死亡した場合にやるのじやなくて、特別な不慮の事故の場合には出すかもしれないが、月々一定金額を掛金として貯る年限積み立てる、こういうことを共済事業として、たとえば厚生事業といふような名目でやつてゐる場合には、預かり金行為でもなし、保険業法違反でもないのですか。

○説明員(狩谷亨一君) 貯蓄保険につきましては全く同様な内容を他の名称で行なつてゐるものがございます。場合には、やはりそれは名称のいかんを問はず、保険の実体が同じものでありますれば、保険であると考え、保険業法違反の問題があると考へます。

○小林政夫君 それは保険業法違反として考へるのですね。

○説明員(狩谷亨一君) そうです。

○小林政夫君 保険会社がやりさすれば、預かり金類似行為ではない、その他のものがやつたら保険業法、まあ預かり金の方は別として、保険業法違反だ、こつち切れるだけの、保険事業だといふことの確信を持つてゐるというところで、貯蓄保険といふのは、きまして、他の保険につきましても、その点は同一だと考へます。

○委員(青木一男君) 本日はこの程度で散会いたします。

明日午前十時から会議を開きます。

午後三時十九分散会

六月二十五日本委員会に左の案件を付託された

一、あへん特別会計法案(予備審査のための付託は四月二十五日)

一、輸入品に對する内国消費税の徴収等に関する法律案(予備審査のための付託は五月十二日)

一、国税徴収法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月十二日)

一、たばこ専売法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月十九日)

一、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(附第五〇号)(予備審査のための付託は五月三十日)

一、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(附第九一〇号)(予備審査のための付託は五月三十日)

六月二十五日本委員会に左の案件を付託された

一、揮発油税引上げ反対に関する請願(第八三二号)(第九一七号)

一、在外資産補償に関する請願(第八七七号)

一、原油、重油関税復活反対に関する請願(第八八三三号)

一、三級清酒設定反対に関する請願(第八九三三号)(第九三六号)(第九六五号)(第九六八号)(第九六九号)(第九七〇号)(第九七一〇号)(第九七二二号)(第九七三三号)(第九七四号)

一、葉たばこ収納価格の適正化等に関する請願(第九〇六号)

一、生命保険の保険料控除額引上げ等に関する請願(第九四二二号)

一、国内産砂糖の消費税廃止に関する請願(第九七五号)

一、運動用具の物品税撤廃に関する請願(第一〇八二二号)

揮発油税引上げ反対に関する請願

請願者 東京都台東区西町二〇

合連会合内 引間博愛

紹介議員 大倉 精一君

政府が提出した、地方道路税法による、現行税率一万三千円の揮発油税を一万一千円に引き下げることになっているが、地方道路税として一キロリットル当り四千円を新たに課税することになり、実質的には揮発油税を一万五千円に引き上げたもので、現在不振を極めている貨物自動車運送業の経営はますます困難に陥りひいては運送労働者の労働条件の低下となるから、揮発油税の引上げには絶対反対であるとの請願。

第九一七号 昭和三十年六月十七日受理

揮発油税引上げ反対に関する請願

請願者 東京都目黒区上大崎四ノ二四九 瀬戸敏夫

紹介議員 中田 吉雄君

この請願の趣旨は、第八三二号と同じである。

第八七七号 昭和三十年六月十六日受理

在外資産補償に関する請願

請願者 熊本市山崎町在外資産補償獲得期成同盟熊本本部内 山中大吉

紹介議員 矢嶋 三義君

私有財産不可侵の原則は人類生存の鉄則であり、世界の公道として戦争中においても厳守されているのであるが、独り日本人のみがこの鉄則外におかれんとしていることは人類の生存と文明を破壊するものであるから、政府は自ら私有財産権不可侵の原則を守り、か

つ各国にこれを再確認せしめるよう強力なる措置を講ぜられるとともに、引揚者の在外財産補償等をすみやかに実現せられたいとの請願。

第八八三三号 昭和三十年六月十六日受理

原油、重油関税復活反対に関する請願

請願者 東京都千代田区霞ヶ関三ノ四ノ三化学工業会館内 平塚常次郎

紹介議員 秋山俊一郎君

今回政府は、七月以降原油に二パーセント、B・C重油に六・五パーセントの関税復活案を決定し、しかもその関税賦課額を行政指導によつて陸上部門の重油に転嫁しようとしているが、石炭対策のため原油、重油に関税を課することにはあくまで反対であり、又用途により重油に価格差をつけることは実行不可能であるから、原油、重油関税の現行免税措置をさらに継続せられたいとの請願。

第八九三三号 昭和三十年六月十六日受理

三級清酒設定反対に関する請願

請願者 兵庫県西宮市今出出在家町 長部文治郎外十名

紹介議員 土田国太郎君

民主党米価対策特別委員会は、本年産米の生産者価格決定に関連し、食糧管理特別会計の赤字補てん財源の確保策として、三級清酒の設定方を推進している模様であるが、もしも三級清酒が設定されることになれば、全酒類業界は挙げて取捨しがたい混乱の状態におちいり、ひいては国庫収入にもしん大な悪影響を及ぼすことになるから、三級清酒の設定には反対であるとの請願。

第九三六号 昭和三十年六月二十日受理

三級清酒設定反対に関する請願

請願者 鹿児島市泉町七五本坊常吉

紹介議員 佐多 忠隆君

この請願の趣旨は、第八九三三号と同じである。

第九六五号 昭和三十年六月二十日受理

三級清酒設定反対に関する請願(四通)

請願者 群馬県沼田市下免知町七〇三 永井志や外五十二名

紹介議員 伊能 芳雄君

この請願の趣旨は、第八九三三号と同じである。

第九六六号 昭和三十年六月二十日受理

三級清酒設定反対に関する請願

請願者 群馬県藤岡市藤岡二七五 山中弥三郎外十四名

紹介議員 大和 與一君

この請願の趣旨は、第八九三三号と同じである。

第九六八号 昭和三十年六月二十日受理

三級清酒設定反対に関する請願

請願者 群馬県利根郡川場町門前七二三 永井鶴二外十二名

紹介議員 常阿 一郎君

この請願の趣旨は、第八九三三号と同じである。

第九六九号 昭和三十年六月二十日受理

三級清酒設定反対に関する請願

請願者 群馬県沼田市町田町二、二七四 町田清寿外十一名

紹介議員 中川 幸平君

この請願の趣旨は、第八九三三号と同じである。

第九七〇号 昭和三十年六月二十日受理

三級清酒設定反対に関する請願

請願者 群馬県高崎市本町一〇九 大塚善造外十六名

紹介議員 最上 英子君

この請願の趣旨は、第八九三三号と同じである。

第九七一〇号 昭和三十年六月二十日受理

三級清酒設定反対に関する請願

請願者 群馬県利根郡久保村森下 金子喜平外十一名

紹介議員 宮澤 喜一君

この請願の趣旨は、第八九三三号と同じである。

第九七二二号 昭和三十年六月二十日受理

三級清酒設定反対に関する請願

請願者 群馬県吾妻郡中之条町九〇九ノ五 近藤太郎外十三名

紹介議員 宮澤 喜一君

この請願の趣旨は、第八九三三号と同じである。

第九七三三号 昭和三十年六月二十日受理

三級清酒設定反対に関する請願

請願者 群馬県吾妻郡中之条町九〇九ノ五 近藤太郎外十三名

紹介議員 宮澤 喜一君

この請願の趣旨は、第八九三三号と同じである。

紹介議員 伊能 芳雄君
この請願の趣旨は、第八九三号と同じである。

第九七三号 昭和三十年六月二十日
受理

三級清酒設定反対に関する請願
請願者 群馬県利根郡東村大字
千鳥五〇 三井宏作外
十二名

紹介議員 土田国太郎君
この請願の趣旨は、第八九三号と同じである。

第九七四号 昭和三十年六月二十日
受理

三級清酒設定反対に関する請願(五通)
請願者 群馬県邑楽郡千代田村
赤岩一八五 山川準市
外六十一名

紹介議員 飯島連次郎君
この請願の趣旨は、第八九三号と同じである。

第九〇六号 昭和三十年六月十七日
受理

葉たばこ収納価格の適正化等に関する請願
請願者 福島県田村郡小野新町
小野新町たばこ耕作組
合連合会内 宗像利吉
外一名

紹介議員 石原幹市郎君
福島県小野新町における葉たばこ耕作面積は一人平均三反三畝に達し農家現金収入の七割以上を占めている実情であるが、終戦以来急変した経済事情下においては、豊作年次においてかろうじて生産費を償う程度の収納価格であつて、二十八年、二十九年の兩年に

わたる冷害減収による農家経済状態は真に破局にひんし、再生産への意欲さえ失わんとする実情下にあるから、(一)収納価格の適正化、(二)災害補償制度の改正、(三)耕作権の確保、(四)たばこ取扱所の買取促進方等について善処せられたいとの請願。

第九四二号 昭和三十年六月二十日
受理

生命保険の保険料控除額引上げ等に関する請願
請願者 鹿児島市長田町五三鹿
児島商工会議所会頭
上野喜左衛門外三十名

紹介議員 佐多 忠隆君
生命保険の所得控除は、昭和二十六年以降毎年引き上げられてきたが、現行の年額一万二千円は、戦前との対比並びに諸外国の税法上の扱いと比較してはなほ低額であるから、これを年額二万四千円に引き上げるとともに、死亡保険金の受取人に対する相続税の非課税額現行の五十万円を百万円に引き上げられたいとの請願。

第九七五号 昭和三十年六月二十日
受理

国内産砂糖の消費税廃止に関する請願
請願者 鹿児島県議会議長 田
中茂穂

紹介議員 西郷吉之助君
鹿児島県農産物経営中甘しよ生産の農家経済に及ぼす影響はすこぶる大きく、これが増産には大きな期待を寄せているが、現在黒砂糖(含蜜糖)に課せられている斤当り販売用四円、自家用消費九円五十銭の砂糖消費税は自家労働程度の生産にとつては相当な過重負担であると共に、最近輸入糖の大量入荷により国内産含蜜糖の販売価格は下落の一途をたどり甘しよ栽培が危ぶまれている実情にあるから、国内産黒糖の適正価格の維持対策の一環として国内産砂糖消費税を廃止せられたいとの請願。

第一〇八二号 昭和三十年六月二十日
受理

運動用具の物品税撤廃に関する請願
請願者 東京都千代田区神田和
泉町一ノ六全国運動具
商工連合会長 中西郷
市

紹介議員 津島 壽一君
国民体位の維持向上と能率増進のためのリクリエーションとして、又国民生活の健全なあり方を保持し助長する推進力としてスポーツの持つ使命と真価は実に大きなものがあるが、その用具の生産者は零細企業者で資力に乏しく、物品税の完全転嫁は全く不可能な取引状況にあるため納税資金も固定し、経営資金はこかつし業者はことごとく炭炭の苦境にあるから、運動用具に対する物品税を撤廃せられたいとの請願。

昭和三十年六月三十日印刷

昭和三十年七月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局